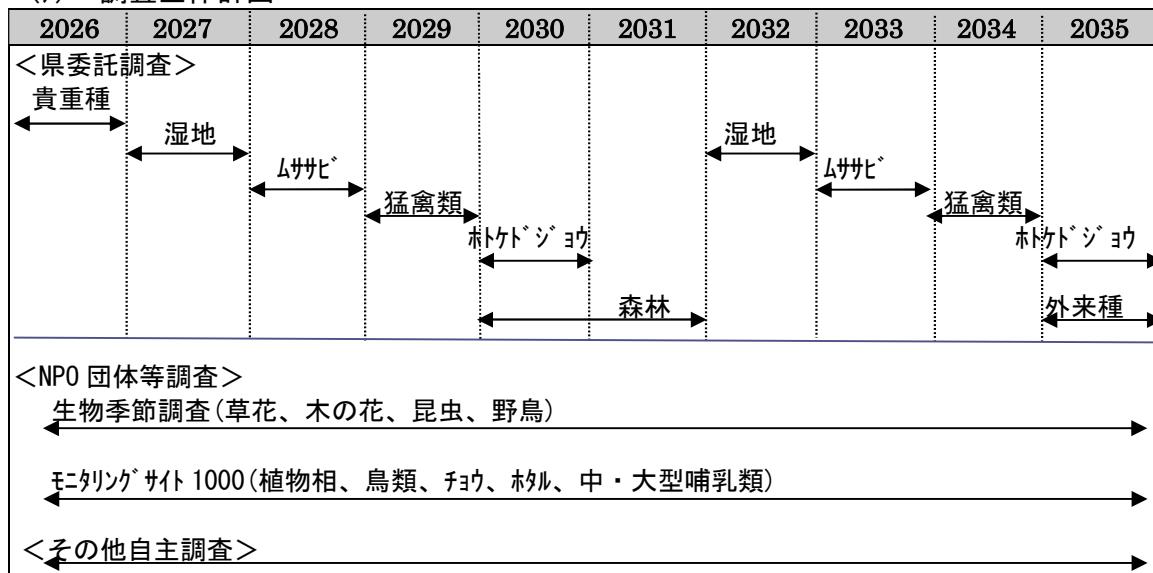


(4) 自然環境の保全

県は、以下の調査を委託や協働する団体等の協力のもとに継続的に調査・分析を行い、その結果を評価・情報発信します。

① 自然環境の調査

(ア) 調査全体計画



(イ) 調査項目と内容

区分			内 容
調査項目	調査間隔	調査方法	
外来種	10年ごと	県(委託)	海上の森に生息・生育している外来種を調査。
森林	10年ごと	県(委託)	1落葉広葉樹、2針広混交林、3常緑広葉樹林、4尾根部せき悪樹林、5湿地周辺谷部について調査。
貴重種	10年ごと	県(委託)	海上の森を代表する貴重種の生育・生息を確認。
湿地	5年ごと	県(委託)	代表的な湿地について、水質、植物相などを調査。
ムサビ	5年ごと	県(委託)	温度計、自動撮影カメラなどを用いて、夜間の行動を調査。巣箱の利用調査は、自主調査として毎年実施。
猛禽類	5年ごと	県(委託)	海上の森内での繁殖状況などを調査。
トケドジヨウ	5年ごと	県(委託)	トケズ全域を調査し、トケドジヨウの生息数を把握。
生物季節	毎年	NPO団体等	定められたコースの変化を調査する。併せて、外来種の動向を調査。 (草花、木の花、昆虫、野鳥)
モニタリング サイト 1000	毎年	県・NPO団体等	定められたコースの変化を調査する。併せて、外来種の動向を調査。 (植物相、鳥類、チョウ、ホタル) ……NPO団体等が調査 (中・大型哺乳類) ……センターが調査
その他自主調査	毎年	県	センターが実施

② 自然環境の維持保全

海上の森において貴重な野生生物の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのある行為をするとき、その他海上の森の適正な保全を図る上で必要があると認められるときは、自然環境に関し学識経験を有する者等による状況確認や保全対策に対する指導・意見を聴取し、専門的な見地に基づいて維持保全します。

また、自然共生サイトの認定を受けた者の義務として、認定時の計画に沿って活動を継続し、生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組むとともに、定期的な報告やモニタリングを実施します。

③ 研究者間の情報共有

海上の森では複数の大学等の学生、研究者が調査、研究を実施しています。調査にあたっては、作業許可等の必要な手続きを依頼していますが、フィールドの調整等が必要なケースもあることから、研究者間の調整を行う協議会等を設置し、研究活動の円滑な実施に協力するとともに、研究成果等の情報共有を求めていきます。

④ 自然環境情報等の収集整理・情報発信

全国及び地域での自然環境や里山保全活動などの情報を幅広く収集し、これらを整理した上で、展示等に活かすとともに広く情報を発信します。

2 森林や里山の学習と交流の拠点づくり

(1) 課題と取組の基本的方向

あいち海上の森センターは、森林や里山の展示・情報を学習できる公の施設として、また、保全と活用を促進する拠点としての機能・役割を果たすとともに、人材の育成にも取り組んできました。

今後は、以下の課題等を踏まえ、2035年度（令和17年度）を目標年度に次世代に向けた人材の育成等の取組を更に進めています。

【取組の基本的方向】

○ 入り込み者へのマナー等の徹底

入り込み者に対して、自然への過大な負荷や地元住民への迷惑行為などの無いように、「海上の森『散策のマナー』」により、マナー等の徹底を図ります。

○ 体験学習の機会の提供等

県民が円滑かつ効果的に自然とふれあうことができるよう、海上の森における自然学習の機会及び森林施

◇海上の森「散策のマナー」

- ・ 地元の人たちの暮らしや土地に迷惑をかけないようにしてください。
- ・ 歩道を外れて湿地や林内に入らないでください。
- ・ 動植物の捕獲や採取は行わないでください。
- ・ 動物を脅かしたり、不必要に近づかないでください。
- ・ ペットは、林内や歩道へは連れて歩かないでください。
- ・ 動植物は、むやみに持ち込んだり植え付けたりしないでください。
- ・ 自転車やバイクは、市道以外への乗り入れはしないでください。
- ・ たき火などの火気使用は厳禁です。
- ・ 自分のゴミは必ず持ち帰りましょう。
- ・ 自動車で来られた方は駐車場に停めて、徒歩で散策してください。

業、農作業等の体験の機会の提供、海上の森における野生動植物等に関する情報の提供その他必要な措置を講じます。

なお、実施にあたっては、これまでに育成した人材を積極的に活用します。

○ 県民等が行う取組に関する措置

県民等が県と協働して行う海上の森の保全及び活用のための取組が円滑かつ効果的に行われるよう、情報の提供その他必要な措置を講じます。

○ 指導者の養成

自然環境に関する知識の普及や森林施業等の技術を習得する機会を提供し、県民が安全・安心して参加できる里山林の保全活動を支えるため、実践的に活動できる指導者を養成します。

○ 多様な主体の交流

NPO や団体など多様な主体が情報共有と連携を深められるよう活動報告会等を開催し、これらの場を通じて活動団体間のネットワーク化を進め、協働・連携による取組を広げます。

○ 取組や成果の発信

SNS（ソーシャルネットワークサービス）をはじめとしたインターネットの活用や関係団体のネットワークにより、海上の森の保全及び活用のための取組や実施状況について、広く普及啓発・情報発信します。

○ 海上の森来訪者の把握と目的

海上の森の来訪者数と目的を調査し、ニーズに合った情報発信等を行います。

○ 周辺施設等との連携

愛・地球博記念公園や瀬戸市万博記念公園（愛・パーク）などとの連携を進めます。

○ 施設の維持管理

あいち海上の森センターや海上の森へ来訪者が施設を快適に利用できるよう、施設の適切な維持管理に努めます。

(2) 具体的取組

① 体験学習の実施

森林・里山の理解をより深めるため、海上の森アカデミー修了生等を活用し、単に自然に接する機会を与えるだけでなく、四季を通じて楽しみながら自然とふれあい、語り合い、考えるプログラムを実施し、次世代に向けた人材の育成を図ります。

○ 里と森の教室(写真 6)

米づくり・野菜づくり体験、草刈りなど一連の農作業体験と里山林の伐採によるきのこの原木づくりなど森に関わる体験を通じて、里山での活動に必要な基本的技術を習得し、自主的な活動ができるプログラムを実施します。



写真 6 海上の里での稲刈り作業

○ 調査学習会(写真 7)

海上の森を活用し、自然の仕組みや役割などのテーマを決め、動植物を実際に見て触れて体感しながら、調査に必要な知識を習得し、自主的な活動の実施に繋げるプログラムを実施します。



写真 7 水生生物を学ぶ様子

○ キッズアカデミー（写真8）

（森のがっこう・森のようちえん）

幼少期に自然と触れ合う経験を持つことは、豊かな感性を養うと言われています。

このことから、*幼児森林体験フィールドや遊歩施設を活用して森の楽しさやおもしろさを、子どもと大人が同時に体験・共有して学び、実践できるプログラムを実施します。

*幼児森林体験フィールド

海上の森の一部を幼児向けプログラムができるように整備した場所



写真8 森の中で遊ぶ児童たち

② 人材の育成

海上の森や県内外の森林・里山の保全と活用を推進するには、環境学習活動、森林育成活動、里山保全活動などを実践する能力をトータルで兼ね備えた次世代を担う指導者の養成が不可欠です。

このため、海上の森をフィールドとして活用し、次世代へ向けた人材の確保・育成を図ります。また、将来にわたり海上の森の保全と活用を続けるための担い手の育成も必要です。

海上の森センターでは、海上の森の森林整備について、今後専門家、森林ボランティア、県民等多様な人材によるワークショップを開催し、県民等が主体となって海上の森をどう整備するかを考え、実行する取組を進めることとしており、海上の森アカデミーにおいて里山林の調査やデザインができる人を育成する里山再生コース（仮称）を新設するなど、この取り組みに参加できる人材を育成します。

○ 森林・里山整備の指導者の養成（写真9）

- ・ 森林や里山の保全・活用に関する知識・技能を習得し、活用方針を立案するとともに森林資源の活用について普及・啓発できる人材を養成します。
- ・ 自然や森林の健全度の評価（森の健康診断）ができる人材を育成します。
- ・ 人と自然の関わりを理解し、コーディネイトできる、海上の森独自のインタークリター（自然と人をつなげる森の案内人）を育成します。
- ・ 森林の調査測量や施業方法などの技術を持った人材を育成します。
- ・ 海上の森において里地・里山の再生活動に携わる人材を育成します。



写真9 森女養成コース

○セミナー等の開催(写真 10)

海上の森をベースとして、県民組織が行う森林・里山の保全活動や企業等の社会貢献活動の一環とした森林整備活動の取組状況などについて、セミナー形式の活動報告会や、県内外への発信の場となるシンポジウム等を開催します。



写真 10 NPO・グループ活動交流会

③ 多様な主体の参加の促進

海上の森は県民の身近な里山であり、その恩恵を受ける県民自らが参画し、自発的・主体的に海上の森の多様な自然を保全・活用することは、非常に重要です。

このため、県民参加組織である「NPO 法人海上の森の会」や地元自治会等を中心として、里山の整備・保全活動、里の歴史・文化の学習、自然環境教育などの専門的かつ実践的な取組ができるよう協働体制づくりを進めるとともに、企業や関連施設等との連携を強化します。

また、県民の自主的かつ積極的な参加、協力を促進するためには、海上の森の保全及び活用の必要性、県民参加による取組の重要性などの理解を深め、関心を高めることが不可欠です。

このため、協働による体験学習事業を充実させます。また、人材の育成として森林・里山保全の実践講座、交流会などを開催します。具体的な取組にあたり、テーマを決め、課題を掘り下げ幅広く議論し、多様な主体の参加を促し交流できる場とします。

3 海上の森の取組や成果の普及・情報発信

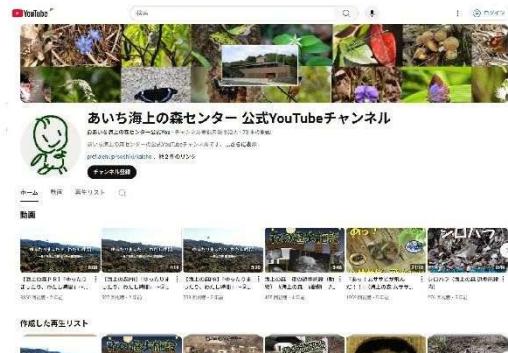
海上の森での取組や成果を広く普及啓発・情報発信することで、県内始め全国の森林整備や里山再生のモデルとしてつなげていきます。

このため、以下の取組を進めます。

○ 海上の森についての理解と普及

森林づくり、里山づくりなどの体験学習や展示、SNS をはじめとしたインターネットの活用(図 11)を通して、実際に海上の森に足を運びたくなる情報を提供するとともに、海上の森調査報告書、ムーアカデミー通信等情報誌の発行(図 12)、ミニセミナーの開催などを通して、森林整備や里山保全に対する理解を深めます。

図 11 SNS での情報発信



○ ネットワークづくりと情報発信・成果報告

森林や里山に関する情報交換の拡大や連携した取組を進展させるため、あいち海上の森センターをNPO等の交流拠点として活用し、県内外始め全国の関連施設や活動団体等との意見交換会を行い、幅広く情報の発信を行うなどのネットワーク体制を構築します。

○ 森林・里山実践モデル事例の情報提供

森林整備や里山再生の具体的な実践モデルを設定・検証して、県内への普及や活動の進展につなげるため、海上の森における取組事例として情報提供していきます。

○ 海上の森利用者ニーズの把握と情報発信

コロナ禍以降、暮らしの中に自然を取り入れたいという自然回帰が広がったことで、海上の森の来訪者は増加傾向にあります。これまでの自然観察の散策者以外にもトレイルランニングなどの様々な目的で来訪されていることから、海上の森への来訪者数の把握やニーズなどを調査し、ニーズに合った情報発信をするなど海上の森の運営に活かしていきます。

○ 海上の森保全の経緯の伝承

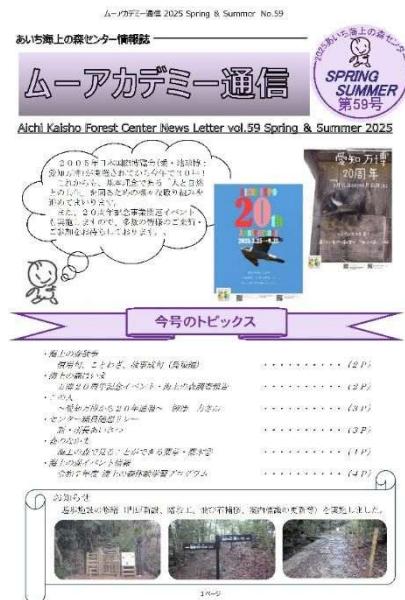
海上の森は、愛知万博会場決定の議論の中で、様々な人々の知恵と努力の結果、保全されることになりました。

万博開催から20年が経過し、万博を知らない若い世代や、新たな県民が増える中、海上の森が愛知万博記念の森として保全されることとなった経緯を伝えていく必要があります。県ではあいち海上の森センターでの展示や講座、セミナー等を通じて伝承していきます。

○ 県民のウェルビーイングを担う場所としての活用

海上の森は、散策や自然観察、里山保全活動など多様な目的で県民に活用されています。これらの活動は、気持ちの安定などの心理的効果、身体的活動による健康促進効果、ボランティア活動などの交流による自己肯定感の向上や達成感の向上などの効果が得られることから、海上の森が県民のウェルビーイングを担う場所であることを発信していきます。

図12 ムーアカデミー通信



4 施設の整備と運営

あいち海上の森センターは、展示教育・参加交流・調査情報機能をもった拠点施設（公の施設）であり、センターと活動フィールドである海上の森との連携を図り、講義と実技、学習と体験などの組み合わせ、ねらいが一貫したプログラム編成、海上の森での調査結果や活動成果を展示や学習に活かすなど、施設とフィールドとの一体的な運営を図ります。

また、センターの運営については協働組織との連携を軸として、利用者のニーズに的確に対応します。

さらに、建築物等施設については、経年による一部老朽化も見られ、適切な維持管理が必要となっています。

このため各施設の点検調査を行い、緊急度に応じ修繕等による適正な管理運営に努めます。

(1) あいち海上の森センター本館(図13、写真11)

(愛知万博時の瀬戸愛知県館を改修し活用)

規 模：1,546.05m²

施 設：展示室、情報ライブラリー、工作室、研修室、会議室、協働推進室、事務室、ミーティングルーム兼救護室

図13 本館案内図

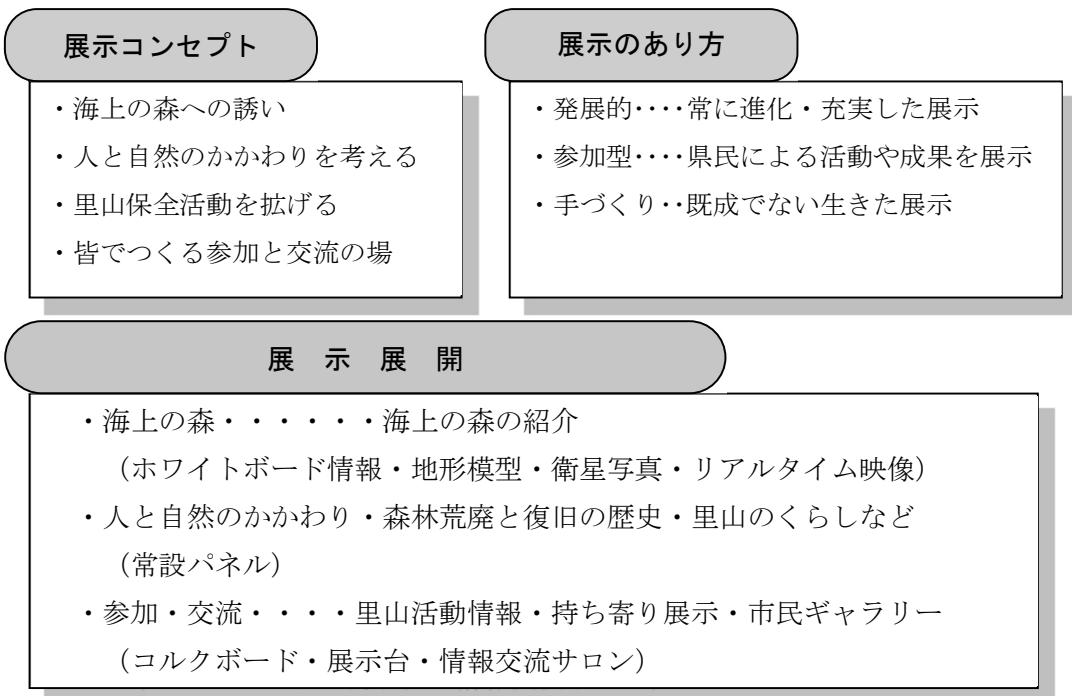


写真11 あいち海上の森センター本館

【本館の主な施設】

○ 展示室

森林のはたらきや里山についてのパネル展示、海上の森についての情報や県の取組、NPO 法人海上の森の会をはじめ、企業・団体などの活動状況を展示します。
また、休憩スペースでは飲食が可能となっています。



○ 情報ライブラリー

森林、里山、動植物、林業関係などの図鑑や資料を整備し、自由に閲覧できるスペースとします。また、全国の森林や里山の情報提供や地域情報、海上の森の情報なども提供します。

○ 工作室（一般利用は有料）

木工作機械を整備し、木工教室を中心に木とふれあう、親しむ、楽しむ、学ぶ場として利用します。そのほか、森林や里山からの材料を活用した竹細工、草木染め、リースづくり、押し花づくり、材料持ち込みの日曜大工などにも利用でき、利用者の創意工夫により広く活用できます。

○ 研修室（一般利用は有料）

体験学習などの研修を受講する場として利用するほか、自然、森林や里山などについての勉強会、研修や打合せなどに利用できます。

○ 協働推進室

県との協働を進めるため、協働団体等の活動拠点の場として活用します。「NPO 法人海上の森の会」など協働推進する団体等の事務機能や協働の打合せの場として利用します。

(2) 遊歩施設（愛知万博時の里山遊歩ゾーンを活用）

窯の歴史館・繭玉広場・物見の丘を備え、展示・学習エリア、展示林機能をもつ施設とし、拠点機能を発揮するための森林施設を進めるとともに、セルフガイドブック等を作成し、来場者自らが体験し学習する施設として活用します。

○ 窯の歴史館(写真 12)

平安時代中期の古窯を保存、展示し、学習する施設で、自由に利用できます。崖に沿った場所に造ったため、地形改変を最小限にする懸造り構造とするなどの工夫がしてあります。筋交いを使わない貫構造であり、床は圧縮木材を使用しています。



写真 12 窯の歴史館

(古窯の保存・展示施設)

○ 繭玉広場(写真 13)

遊歩施設の休憩所、案内所的な役割を担う施設です。山繭をモチーフとし、丸みをもった漆喰壁の木造建築物で、湾曲の集成材を使うことにより木造でありながら球形状の建物を造るとともに、広場・簡易エコトイレを併設しています。



写真 13 繭玉広場

(環境学習施設・休憩所)

○ 物見の丘(写真 14)

海上の森や瀬戸の市街地はもとより、名古屋方面までも一望できる展望台です。階段を登るごとに、森林の縦方向の構造を観察でき、最上段からは樹木の上部が見られるなど森の観察塔として活用できます。また、間伐材等を使用した角材を組み合わせた面格子構造で造られています。



写真 14 物見の丘 (展望台)

(3) 里山サテライト(写真15)（愛称：かたりべの家）

この建物は、平成15年に海上の里にあつた古民家をボランティア団体（海上古民家再生プロジェクト実行委員会）が解体し、部材を保存していたもので、復元のための建築にあたっては、赤津瓦採取・洗浄、竹採取、木舞づくり、壁塗、土間たたきなどをボランティアが担い、平成17年3月に県との協働で完成了しました。

現地活動施設として、体験学習事業の開催や海上の森の説明場所などに利用します。また、當時は一般に開放し、来訪者の休憩所としても利用できます。

- エコトイレ

海上の森を訪れた人のためのトイレです。汚水を土壤浸透式で浄化し、再度洗浄水として循環利用する循環式エコトイレです。手洗水は雨水を利用しています。里山サテライトと入口駐車スペースに設置されています。



写真15 里山サテライト
(体験学習施設・休憩所)

(4) その他

- 案内板

海上の森を訪れた人のための案内板。あいち海上の森センター本館、里山サテライト、入口駐車スペースの3箇所に設置しています。また、愛知環状鉄道・リニモ「八草駅」及び愛知環状鉄道「山口駅」に、あいち海上の森センターまでの案内板を設置しています。これらは、必要に応じて整備拡充を行います。

- 入口駐車スペース

海上の森を訪れる人のための駐車場。海上の森を車で訪れた人はここに駐車し、歩いて散策をするために整備しています。また、エコトイレを併設しています。

- 歩道・管理道

歩道・管理道は、海上の森を訪れた人が散策に利用するほか、海上の森の維持管理、間伐等の森林育成作業や森林管理作業のために利用します。このため、適正に維持管理を行い、安全に利用できるように整備します。

- 標識・制札版

海上の森を訪れた人のために注意事項等を表したもので、主な分岐点や要所に設置して、各施設や場所への誘導、危険箇所等の表示をしています。

- 木造・木質化への配慮

施設や工作物などの整備にあたり、再生可能な循環資源である木材・木質材料を活用するよう配慮します。

5 運営協議会の設置

海上の森における保全と活用の取組の推進及びあいち海上の森センターの適正な運営を図るため、「海上の森運営協議会」を設置します。

その主な協議事項は、

- ・海上の森の保全と活用に係る計画及び取組に関すること。
- ・あいち海上の森センターの運営に関すること。
- ・その他必要と認められる事項

委員は、12人以内とし、森林や里山に関する有識者、海上の森の保全と活用に主体的に取り組んでいる者、自然学習、森林環境教育について活動している者、瀬戸市及び地元関係者から選任し、年2回程度開催します。

海上の森運営協議会開催要領

第1 目的

海上の森における保全と活用の取組の推進及びあいち海上の森センターの適正な運営を図るため、海上の森運営協議会（以下「協議会」という。）を開催する。

第2 協議事項

協議会は、次の事項について協議する。

- 1 海上の森の保全と活用に係る計画及び取組に関すること。
- 2 あいち海上の森センターの運営に関すること。
- 3 その他必要と認められる事項

第3 構成

- 1 協議会は、次に掲げる者の中から委員12人内で構成し、あいち海上の森センター所長が依頼する。
 - (1) 森林及び里山の保全と活用について専門的な知識を有する者
 - (2) 海上の森の保全と活用に主体的に取り組んでいる者
 - (3) 瀬戸市及び海上の森の地元関係者
 - (4) 自然学習、森林環境教育などについて活動しており、その実践的な知識を有する者
- 2 委員の任期は2年とし、補欠された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員の再任は妨げない。

第4 座長

- 1 協議会に座長を置き、座長は委員の互選により選出する。
- 2 座長は、協議会を代表し、協議会を主宰する。
- 3 座長が協議会に出席できない場合は、あらかじめ座長が指名した委員がその職務を代理する。

第5 会議

- 1 協議会は、座長が招集する。
- 2 座長は、必要があると認められるときは、協議会に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 3 協議会は原則として公開する。ただし、愛知県情報公開条例（平成12年愛知県条例第19号）第7条に規定する不開示情報が含まれる事項に関して協議する場合又は協議会を公開することにより円滑な協議に著しい支障が生ずると認められる場合であって、座長が協議会の一部又は全部を公開しない旨を決定したときは、この限りではない。
- 4 協議会の開催は、施行の日から2年以内とする。ただし、主管課と協議の上必要性が認められれば、2年以内の継続をすることができる。
- 5 協議会の会議録及び会議資料は、5年間保存する。

第6 事務

協議会の事務は、あいち海上の森センターにおいて行う。

第7 その他

この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、平成18年9月1日から施行する。

附則

この要領は、平成20年9月1日から施行する。

第五章 協働・連携の推進

1 県民参加組織との協働

(1) 協働を進める県民参加組織

- 県は、「あいち海上の森条例（平成18年条例第5号）」、「里山学びと交流の森づくりの取組（平成15年11月）」及び本計画の趣旨に沿って、広く県民が参加する組織と協働し、海上の森の保全と活用の取組を実施します。また、多様な主体との協働の輪を広げていきます。
- 県は、協働を進める組織と協定を結び、互いに対等な立場で海上の森の自然や文化を守り育て、里山保全活動や交流等を進めます。
- 県民が参加する組織は、広く県民が個人で参加し、交流と議論から方向を決めていくものとし、常に海上の森の保全と活用に対する方向性を模索しつつ、情報を共有し、成果を広く発信することを目指します。

(2) 協働の位置づけと役割分担

県と県民組織等が、海上の森の保全と活用をさらに協働して取組んでいくためには、お互いかどう関わり、何を目標として、どのように問題解決に取り組んでいかが極めて重要です。

このため、図14のとおり、「森林・里山整備」「自然環境調査」「人材育成と普及・情報発信」の3つの柱を基本とし、県と県民参加組織が総合的に取組んでいきます。

また、実行に当たっては、相互の責任と役割を明確にする必要があることから、表7のとおり実施項目及び役割分担を定め、協働して取組むこととします。

図14 海上の森の保全と活用の位置づけ

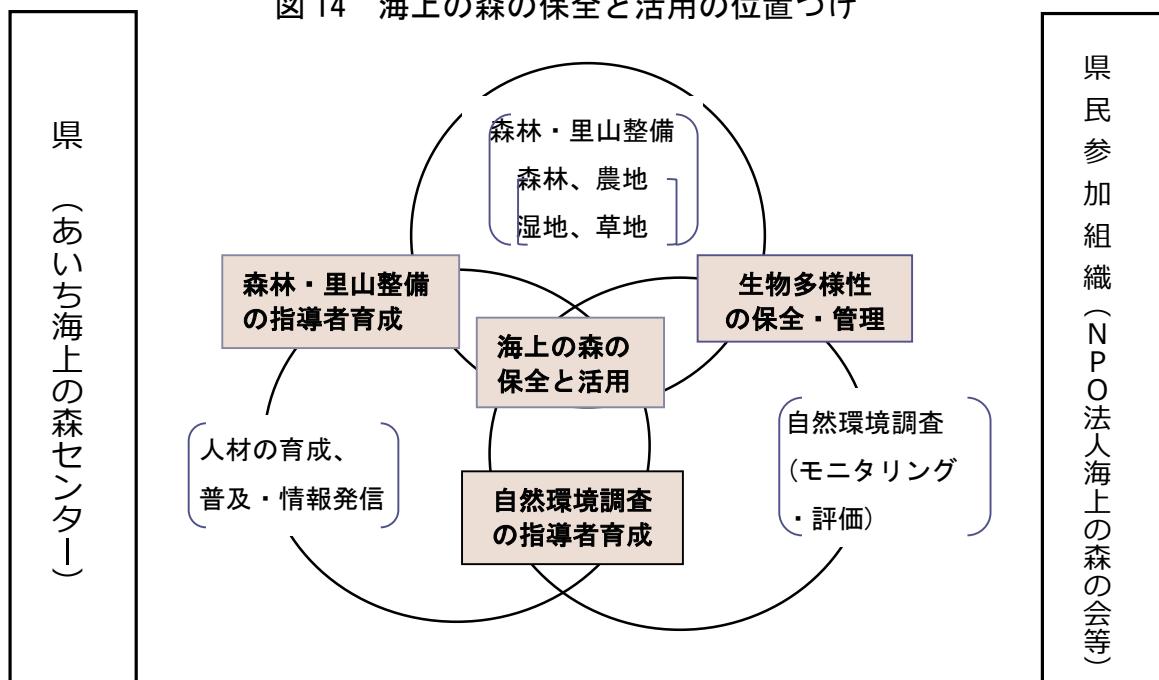


表7 県と県民参加組織等との実施項目及び役割分担

実施項目	県 (あいち海上の森センター)	県民参加組織 (NPO 法人海上の森の会等)
地域区分別実施計画の策定	① 県、県民参加組織、専門家、県民等によるワークショップを開催し、海上の森の森林状況を調査し、地域区分別の保全活用実施計画を作成する。 ② ワークショップ構成員により緊急度の高い地域区分から保全活用活動を実施 ③ ワークショップによる点検・評価	
森林・里山の保全整備	①県民組織と協働し保全整備活動の指導等実施	① 県との協定・調整等に基づき、保全整備活動の実施。
自然環境調査 (生物多様性モニタリング)	①県事業によるモニタリング調査実施、情報の整理・保存、公表。 ②表 6 の地域区分別整備方針に基づき、県民組織と協働でモデル設定地を中心としたモニタリング情報の整理・保存、公表。	① 県以外の生物調査(生物季節調査・モニタリングサイト 1000 など)。 ② モニタリングの実施、作成、提出。
人材育成	①自然環境調査指導者育成。 ②森林・里山保全 2 83 活用指導者の養成。 ③人材育成計画の策定・実施。 ④セミナー等の開催。	①自然環境調査員の育成。 ② 森林・里山施業技術者の育成。 ③組織及び会員の調査研究及び研修の促進。
成果の普及・情報発信	①県民組織等の交流拠点づくりとネットワーク体制の構築。 ②各種事業の成果を、情報誌やSNS 等を活用し公表、発信。 ① 環境学習モデルの企画調整。	①自主事業の実施。 ②共催・連携事業の実施による成果の普及・情報発信。 ② 環境学習モデルの実施。

(3) NPO法人海上の森の会との協働

海上の森の会は、平成16年12月23日に、広く県民が参加する組織、「海上の森の会」として設立し、平成21年4月1日に「NPO法人（特定非営利活動法人）海上の森の会」として発展しました。

今後も、この会が県の良きパートナーとして協働し、県民参加の森づくりの実行組織として、役割と責任を明確にして取組むこととします。（図15）

図15 県民参加の森づくりの実施例



2 地域との連携

海上の森の保全と活用には、地域との連携・協力が不可欠です。これまで、瀬戸市が開催する「せと環境塾」、里山サテライトを拠点とした海上地区関係者との農地の維持管理、里の文化伝承行事などの活動を通じて、地域との連携を図ってきました。また、山口地区においては、ホタルの調査・保護・観察を通じた環境保全活動を実施してきました。

地域のつながりが弱くなり、海上の里をはじめとするこの地域における里山文化の伝承が課題となる中、特に山口地区との連携は一層重要性を増しています。

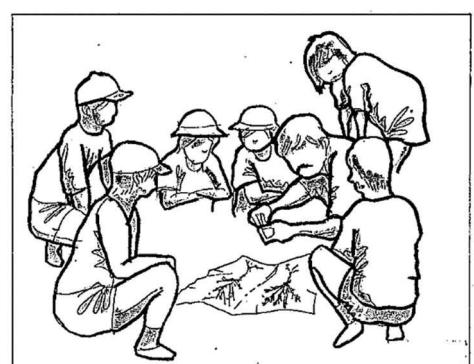
今後も、地元自治体や地域活動団体等との連携を一層強化し、より広範囲に活動の波及効果を高めていく方針です。

3 小中高等学校・大学との連携

小中学校での総合学習や自然学習の場、高等学校の社会学習や自主活動などの場、大学における現地での講義・実習や研究の場などとして、教育関係機関が海上の森を活用することは、これからの中の世代の人が身近な自然や森林の重要性を学び考える場と機会を提供するという点において非常に重要であります。（図16）

こうした教育機関との連携を積極的に進め、学習と研究の場としての機能と役割を充実していきます。

図16 自然環境学習の様子



4 森林や里山に関する関連施設等との連携

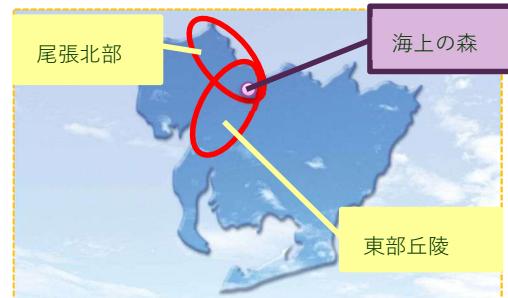
県内始め全国に数多くある森林や里山に関する連携を図ることは、情報の相互交換や取組の質を高める上で非常に重要な要素であります。

さらには、全国的なネットワークを進めることで広がりのある取組となり、普及啓発効果も期待できます。

このため、愛知県環境学習施設等連絡協議会（AEL ネット）の一員として、「環境学習プラザ」や「愛・地球博記念公園（モリコロパーク）」を始め、県内外の関係施設や活動団体等との連携やネットワークづくりを推進し、内容的に充実した、波及効果の高い取組につなげていきます。

また、*尾張北部生態系ネットワーク協議会および*東部丘陵生態系ネットワーク協議会と連携し、海上の森を含めた生態系ネットワークの形成に取組みます。（図 17）

図 17 生態系ネットワーク協議会における海上の森の位置づけ



※生態系ネットワーク協議会

生態系ネットワーク形成の推進を目的に、県内を 9 地域に区分し、地域ごとに多様な主体が共通の目標設定し、参加・協働するための協議会。

海上の森は尾張北部および東部丘陵生態系ネットワーク協議会に区分される。

5 海上の森アカデミー修了生の活動との連携

2017 年（平成 29 年）度から実施した海上の森アカデミーでは 2024 年までに 2016 年度に開催した海上の森大学の修了生 29 人を含めて 289 人の人材育成を行いました。修了後は県内外で活動するほか、海上の森内で自然環境教育や森林整備、施設整備を自主的に活動しています（写真 16）。センターは自主活動に積極的に協力し、人材の確保に努めます。



写真 16 海上の森アカデミー修了生による森林整備の様子

6 企業等との連携

広大な面積の海上の森において、植生遷移等による森林や湿地の変化に対応するには、県や県民参加組織等との取り組みのみでは不十分であり、人材や資金力のある企業との連携はますます重要になっています。

また、インバウンドに対応するプロガイドの養成など、新たなニーズや専門性の高いニーズに対しては、企業や団体等のスピード感やノウハウを活かすことも大切です。

企業にとっても環境分野に配慮しない企業は、今後運営しにくい時代となりつつあり、県としても海上の森が自然共生サイトに認定された今は、企業連携を推進する好機と考えています。

(1) 企業連携の必要性

企業連携における県のメリットは以下のとおりです。

- 企業の人材や資金力を活用し、県や県民参加組織だけでは不十分であった森林や農地、湿地の保全活動が可能になります。
- 繙続的な企業連携により、長期的な保全計画の実現性が高まります。
- 企業との協働はメディアや広報活動を通じて広く発信されやすく、センターの取組や成果が社会に認知される機会が増加します。
- 企業の協力により、イベントや森林環境教育プログラムの開催がしやすくなり、来訪者や県民への啓発活動が充実します。
- 地元企業と連携することで、地域社会とのつながりが深まり、地域に根ざした保全活動が促進されます。
- 専門性のある企業等との連携により、より高度で多様な取り組みや情報発信が期待できます。

(2) 連携する企業側のメリット

- 愛知万博の理念と成果を継承する場であり、自然共生サイトでもある海上の森の保全に貢献することで、企業の社会的責任（CSR）を果たす姿勢を示すことができ、SDGsへの具体的な取り組みとして評価されやすくなります。
- 環境に配慮した企業として、消費者や取引先からの信頼が高まるとともに、地元メディアによる広報効果も期待できます。
- 社員や家族が保全活動に参加することで、自然とのふれあいや社会貢献を実感でき、モチベーションやチームワークの向上、ウェルビーイングにつながります。
- 海上の森センターや海上の森の会、活動団体等との協働を通じて、地域社会との関係構築が進むとともに、企業の地域貢献として評価されます。
- 自然共生サイトでの活動は、環境配慮型の経営方針を具体化する場となり、投資家やステークホルダーへのアピールにつながります。
- 海上の森には多様な動植物が生息、生育する貴重な自然環境があり、企業がその保全に関わることで、生物多様性保全に直接貢献できます。

(3) 企業等との連携方法

企業等との連携については、2007年（平成19年）度に策定した「海上の森企業連携プロジェクト」（図18）により、2024年（令和6年）度までに、13社の企業がCSR活動の取組の一つとして約11haの保全活動を実施してきました（写真17）。また2024年（令和6年）度からは企業が森林経営体等に委託して間伐し、伐採木を有効活用する活動が始まり、森林整備の推進が期待されています。

2025年度に海上の森が自然共生サイトとして認定されたことから、今後は湿地の保全や広葉樹林の整備等、生物多様性に寄与する企業連携を推進していく予定です。また、企業連携で伐採された材から制作した木製品や薪を、30by30ブランドや、海上の森ブランドとして販売するなど、木材利用の新たな展開も期待できます。

今後も「海上の森企業連携プロジェクト」を推進し、海上の森の保全と活用における幅広い取組に企業の参画を促していきます。

森林整備時の林業経営体等との連携体制づくりや、あいち海上の森センターの関連行事に対する協賛や後援といった新たな参加手法の提案など、引き続き企業のニーズに応じた連携をしていきます。



図18 企業連携チラシ



写真17 企業の社員等による森林整備活動

7 海上の森サポーター登録制度

県と県民等との協働の取組の一つとして、あいち海上の森センターが行う海上の森の保全と活用を支援する「海上の森サポーター登録制度」を実施しています。

この制度は、海上の森の保全と活用の趣旨に賛同し、サポーターに登録後、活動していくたくものです。

主な活動内容は、①草刈や清掃等の環境整備、②巡視や情報提供、③体験プログラムの活動補助等で、保全と活用に関する趣旨を理解し、センターの業務に協力して頂いております。

今後も、この制度を活用し、県民等との協働体制の整備を一層推進していきます。

第六章 計画の進行管理

1 計画の実行

計画期間内の実行計画については、表8のとおりです。

また、実行計画に基づき、事業開始年度の前までに、年度別実施計画及び事業実施や取組内容を検討整理し、海上の森運営協議会で協議したうえ、計画的な実施に努めます。

2 計画の進行管理

県は海上の森運営協議会とともに、計画の的確な推進を図るため、県が実施する年度別の実施計画及び事業の進捗状況などについては、図19によるPDCAサイクルにより、必要な見直しを行い、責任を持って計画の進行管理を行います。

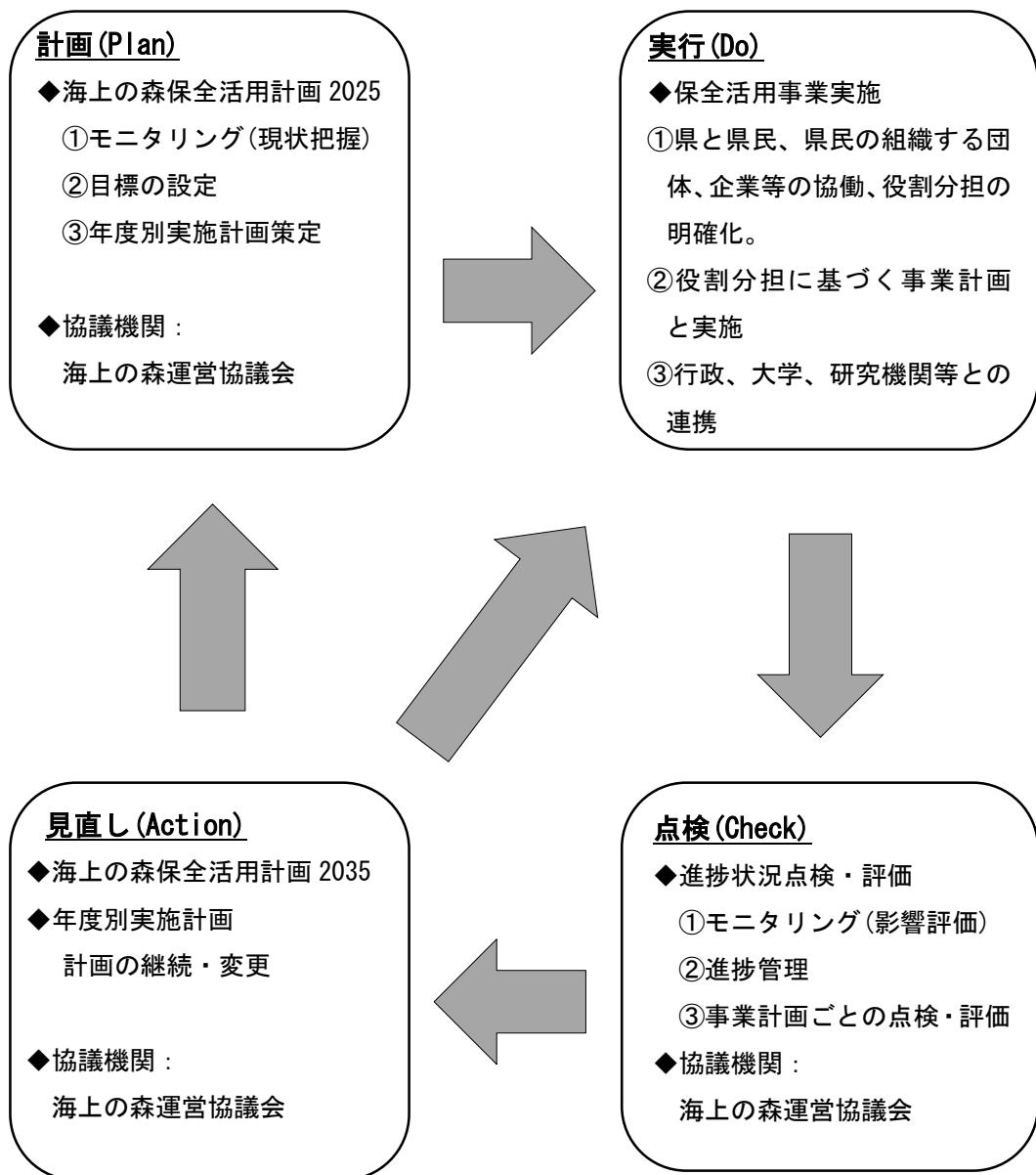
また、県は事業を実施するにあたり、海上の森の将来にわたる保全と、森林・里山の保全と活用のモデルづくりに取り組む必要性から、長期的視点に立った実証作業を行なう必要があります。

このため、海上の森の地域区分（図1）で行う活動について、計画を立てて検証を行う順応的管理（地区別PDCAサイクル）を併用し、運営協議会と協議をしながら、進捗状況の点検・見直しを繰り返し行ない、すみやかに事業の実施に反映できるよう柔軟に対応していきます。

3 取組の実施状況の周知・情報発信

この計画に基づく取組の実施結果については、SNS（ソーシャルネットワークサービス）を始めとするインターネット等により県民へ周知し、県内外へ情報発信していきます。

図 19 PDCA サイクルによる計画の進行管理



別表

表8 海上の森保全活用計画2035 実行計画